

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人長浜隆、同谷口正嘉、同松尾翼、同小杉丈夫、岡内田公志、同石井藤次郎、同内藤正明の上告理由第一点について

原審の適法に確定した事実関係の下においては、原審判示の手形不渡りが破産法一〇四条二号にいう「支払ノ停止」に当たるとした原審の判断は、正当として是認することができる。所論引用の当審の判例は、所論の趣旨を判示したものとはいえない。論旨は採用することができない。

同第二、第三点について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、独自の見解に立つて原判決を非難するにすぎず、採用することができない。

よって、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	小	野	幹	雄
裁判官	大	堀	誠	一
裁判官	三	好		達
裁判官	大	白		勝